

令和3年度七戸町会計年度任用職員募集要項

会計年度任用職員とは、令和2年4月1日施行の地方公務員法の改正に伴い、同法第22条の2の規定により設けられた制度です。

●募集職種

普通作業員 1名

※業務内容や条件につきましては、別紙募集一覧をご確認ください。

●申込方法

「七戸町会計年度任用職員申込書」に必要事項を記載し、生涯学習課に提出してください。

※資格が必要な職種は、資格証の写しも併せて提出してください。

※提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

※業務従事証明書の提出を求める場合があります。

●申込締切

令和3年2月19日（金） 午後5時必着（郵送可）

●選考方法

書類選考ならびに面接で行います。

※応募にあたって年齢上限はありません。

ただし、以下に該当している人は応募できません。

- ・禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・七戸町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

●採用までの流れ

応募締め切り：令和3年2月19日（金）必着

面接選考日：令和3年3月上旬

※選考に合格した場合、任用日が到来するまでは「内定」として扱われます。

●勤務条件・採用方法

勤務場所、勤務内容、任用期間、勤務日・時間等は各募集一覧をご確認ください。

●任用期間 令和3年4月1日～令和3年11月30日

※職種により期間が短いものがあります。募集一覧をご確認ください。

※勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合、再度任用される場合があります。

●給与・報酬額等

経歴による加算がある場合があります。（上限あり）

●労働保険

加入要件を満たす職種については、労働者災害補償保険法又は公務災害補償が適用となります。

●社会保険（健康保険）

加入要件を満たす職種については、社会保険（健康保険）又は地方公務員共済が適用になります。

●雇用保険・退職手当

加入要件を満たす職種については、雇用保険又は地方公務員の退職手当制度が適用となります。

●通勤費

距離及び通勤回数に応じて支給

●期末手当

週20時間以上の勤務かつ任期が6か月以上の場合該当します。
6月と12月に支給します。

●年次有給休暇

週の勤務時間や年間の勤務日数に応じた年次有給休暇が付与されます。

※その他（公民権行使、官公署出頭、現住居の滅失等、出勤困難、退勤途上、忌引、妊婦の業務軽減、結婚、夏期）

※無給の休暇（産前、産後、配偶者出産休暇、妊産疾病、妊婦通院緩和、保育時間、育児参加、子の看護、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、公務上の傷病、私傷病、骨髄等ドナー、ボランティア休暇、祭日休暇）

●服務に関する規程の適用

会計年度任用職員についても、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されますのでご注意ください。

- ・服務の根本基準（地方公務員法第30条）
- ・服務の宣誓（地方公務員法第31条）
※服務の宣誓は、任期ごとに行う必要があります。
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ・秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ・職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ・政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ・争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ・営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

※パートタイムの会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限の対象外で

すが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用されます。また、町での勤務時間と、兼業先の勤務時間との合計が、労働基準法第32条で定める労働時間（休憩時間を除き、1日8時間又は週40時間）を超える場合は、原則、兼業先での勤務をすることはできません。また、これらの確認のため、営利企業への従事等に関し、報告を求めることがあります。

その他、町の服務規程等が適用され、かつ、分限・懲戒処分等の対象となるとともに人事評価制度の対象となります。

●時間外勤務

職種により、時間外勤務を命じる場合があります。

●留意事項

①条件付採用について

任期、勤務日数又は勤務時間の長短や前職の勤務実績の有無等にかかわらず、採用日から1か月間は、条件付採用となります（地方公務員法第22条の2第7項）。また、採用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで（最長任期の末日まで）延長されます。なお、再度の任用の場合においても、その都度、条件付採用期間が設定されます。条件付採用期間中の職員は、地方公務員法第29条の2の規定により、分限・懲戒処分の手続き等に関する規定の適用が除外されます。

②再度の任用について

任期については、手続なく更新され、長期にわたって継続して勤務が約束されるものではありません。年度ごとに新たな職として設定していきます。同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て任用が決定されます。なお、従前の勤務実績に基づく公募によらない再度の任用は、原則2回（当初の採用から原則3年）までとしています。毎年度公募することもありますので、予めご承知おきください。

●申込先・問合せ先

七戸町教育委員会生涯学習課

〒039-2592 青森県上北郡七戸町字七戸31-2

TEL0176-62-9702